

厚生労働省
群馬労働局発表
平成30年7月31日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 大村悦男
課長補佐 飯泉幸男
(電話) 027-896-4736

平成30年上半期(1月～6月)の労働災害発生状況

－ 死傷者数 1,023 人・死亡者数 10 人 －

1 平成30年の労働災害の発生状況

(資料1:「平成30年労働者死傷病報告受理件数表」、及び資料2:「平成30年死亡災害事例」)

群馬労働局管内における平成30年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1月から6月までの累計で1,023人、そのうち死亡者数は10人となっています。

【昨年同期に比較した特徴】

- ・死傷者数は153人増加(昨年同期の870人より17.6%増加 増加率は全国で8番目の高さ)
- ・死亡者数は2人増加(昨年同期は8人)

【昨年同期より災害(死傷者数)が増加した事故の型と業種 ワースト3】

- ・事故の型別では
 - ①「動作の反動・無理な動作」が47人増加(昨年同期の102人より46.1%増加)
 - ②「転倒」が35人増加(昨年同期の192人より18.2%増加)
 - ③「墜落・転落」が25人増加(昨年同期の152人より16.4%増加)
- ・業種別では
 - ① 製造業が83人増加(昨年同期の262人より31.7%増加)
 - ② 道路貨物運送業が26人増加(昨年同期の111人より23.4%増加)
 - ③ 建設業が10人増加(昨年同期の93人より10.8%増加)

【災害(死傷者数)が全産業に占める割合が高い業種】

- ① 製造業 345人(全産業に占める割合33.7%)
- ② 道路貨物運送業 137人(全産業に占める割合13.4%)
- ③ 建設業 103人(全産業に占める割合10.1%)

【熱中症】

- ・熱中症による災害(死傷者数)が2人(昨年同期0人)

2 労働災害の防止に向けた取組

8月の主な取組

【災害が増加した業種等に対する対策】（別添参考1資料）

- ・労働災害が増加した業種及び多い業種に対して重点的な安全衛生指導を実施するとともに、これら業種の関係団体に対して労働災害防止取組強化の要請を行います。

【熱中症の予防】（別添参考2資料）

- ・熱中症を予防するため、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を5月～9月まで展開しています。今夏は異常な猛暑が続いているため、熱中症対策について関係団体に対して改めて要請を行います。

【夏季休暇中の労働災害防止対策】（別添参考3資料）

- ・工場やプラント設備の点検修理時（非定常作業）における労働災害防止対策を徹底します。
- ・休暇明けの始業時における生産設備等の始業前点検の確実な実施を呼びかけます。

平成30年 労働者死傷病報告受理件数表

資料1

平成30年6月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		1						1	2	4	-2
		58	126	26	101	14	17	3	345	262	83
食料品製造業		12	45	4	19	4	2		86	78	8
鉱業			1	1					2	3	-1
建設業		3							3		3
		27	32	8	19	7	8	2	103	93	10
木造家屋等建築工事		5	8		2		3		18	18	
交通運輸・貨物取扱業			1						1	1	
		27	71	9	34	3	7	1	152	128	24
道路貨物運送業		26	63	8	30	3	7		137	111	26
林業						1			1	1	
		2	1	1		1	1	1	7	18	-11
上記以外の事業					2	1			3	2	1
		85	164	23	71	28	19	24	414	366	48
卸売業・小売業		25	45	5	28	4	4	5	116	114	-1
通信業		7	15	1	3	1	2	1	30	23	7
医療保健業・ 社会福祉施設		12	36	5	9	10	6	3	81	73	8
旅館・ホテル業		1	6		1	2		4	14	8	6
計		4	1		2	2		1	10	8	2
		199	395	68	225	53	52	31	1,023	870	153
前年同期		1	2	1	2		1	1	8		
		194	328	62	174	50	36	26	870		
増減		3	-1	-1		2	-1		2		
		5	67	6	51	3	16	5	153		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	56	66	14	48	17	12	14	227	192	35
墜落・転落災害	35	74	13	31	10	11	3	177	152	25
動作の反動、 無理な動作災害	29	61	10	33	6	7	3	149	102	47
食料品加工用機械災害		7	2	3	2	1		15	8	7
建設機械災害	2	4		3				9	13	-4
クレーン・玉掛災害	3	6		7	1	1		18	18	
外国人の災害	4	13	2	21	2	1	2	45	44	-1
公共工事の災害	5	4		2		2		13	12	1
交通労働災害	9	1	6	12		3	1	61	59	2
荷主先災害	8	36	2	11	1	2		60	58	2

- 注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 注2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 注3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成30年 死亡災害事例（建設業以外）

資料2

平成30年6月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	2月 13時頃 16人	50歳代 男 作業員	コンクリート二次製品の出荷前作業で使用する機械を清掃していたところ、機械と機械可動部（プッシャー）の間に身体をはさまれた。	窯業土石製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
2	3月 12時頃 24人	50歳代 男 作業員	ガラス繊維製のタテ糸を直径10.5cmの鉄心（ビーム）に巻く作業において、手が糸とともに巻き込まれた。	その他の製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
3	3月 10時頃 12人	30歳代 男 工場長	スクラップペーリングプレスのピット内（スクラップを圧縮成形する箇所）に立ち入り、詰まったスクラップ材を取り除いていたところ、当該プレスが起動し、蓋が閉まり、ピット内にいた被災者がはさまれた。	その他の廃棄物処理業	はさまれ・巻き込まれ	その他の金属加工機械
4	3月 11時頃 3人	70歳代 男 警備員	県道の橋上において、橋継ぎ部等の改修工事に伴う車線規制が行われていた。車線規制の中程の路側帯で交通誘導を行っていた被災者が、前方不注意の乗用車に跳ね飛ばされた。	警備業	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク
5	3月 17時頃 68人	50歳代 男 運転手	高速道路上において、大型トラックが、渋滞により減速した大型観光バスに追突した。	道路貨物運送業	交通事故（道路）	トラック
6	3月 14時頃 1人	60歳代 男 作業員	2名で立木の伐倒作業中、伐木者が偏心木（胸高直径30cm、樹高22m）をチェーンソーを使用して伐倒したところ、伐倒予定方向からずれ、倒れた先にいた被災者に伐倒木が激突した。	その他の林業	激突され	立木等
7	6月 11時頃 8人	30歳代 男 技能者	被災者が、パラグライダーでフライト中、キャノピー（布製の翼部）が窄まり、約30m上空から地面に墜落した。	その他の接客娯楽業	墜落・転落	分類不能

平成30年 死亡災害事例（建設業）

平成30年6月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 店社人数・現場人数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	発注者	事故の型別	起因物別
1	1月 10時頃 3人	60歳代 男 大工	歩み板等のない屋根上で古いポリカーボネート波板を剥がす作業をしていたところ、波板を踏み抜き、約3.7m下の浄化槽に墜落しておぼれた。	民間	おぼれ	屋根
2	2月 16時頃 70人	60歳代 男 作業員	太陽光発電設備の造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高直径28cmの伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	民間	崩壊・倒壊	立木等
3	4月 14時頃 50人	20歳代 男 管理者	機械用の空調機ユニット（縦3.8m×横1.6m×高さ2.6m、重さ2.9t）を、2個の台車を用いて4人で手押し運搬中、手元で監督員として誘導作業をしていた被災者の方向に同ユニットが倒れ、下敷きになった。	民間	崩壊・倒壊	機械装置

各団体の長 あて

群 馬 労 働 局 長

平成 30 年上半期における県内の休業 4 日以上の労働災害による
死傷者数について（労働災害防止の取組強化のお願い）

平素より、労働行政の推進につきましては格段のご配慮を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、県内の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、長期的に減少傾向にありますが、近年は増減を繰り返しており、平成 30 年上半期（1 月から 6 月）における死傷者数は、前年同期比で 17.6%の増（153 人増加） となっています。

このまま下半期も労働災害の増加傾向が続けば、今年は、平成 29 年の 1 年間の発生件数を大幅に上回るおそれがあります。

さらに、全国的にも、死傷者数は増加傾向にあり、全国の上半期における増加率は 6.1%となっており、当県の増加率は全国平均の 3 倍近くであり、全国で 8 番目に高い状況となっています。

そこで、増加した死傷者数を業種別にみると、道路貨物運送業（26 人増加、増加率 23.4%）、金属製品製造業（18 人増加、増加率 38.3%）建築工事業（8 人増加、増加率 15.0%）、社会福祉施設（7 人増加、増加率 14.0%）などが大きく増加しています。

また、事故の型別でみると、「転倒」が最も多く、次いで「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」となっています。

この労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、群馬労働局では、引き続き「第 13 次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」により、労働災害が多い業種及び増加した業種に対して重点的な安全衛生指導を実施することとしています。

つきましては、労働災害防止の取組み強化にご理解をいただき、貴会傘下会員各位に、事業者の自主的な安全活動の取組みの促進を図ることの周知を、徹底いただきますようお願い申し上げます。

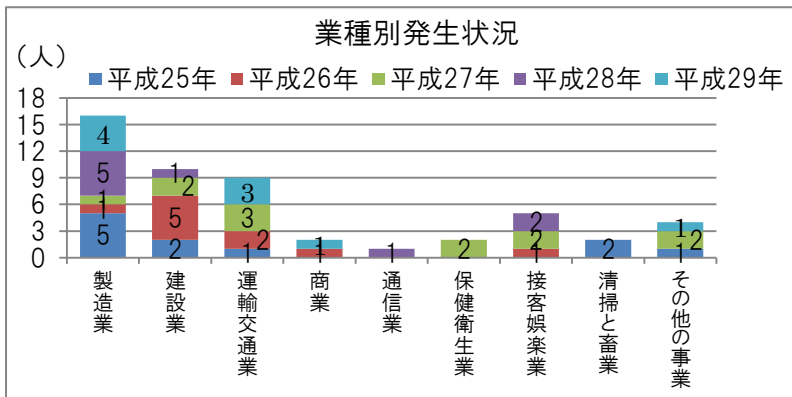
なお、「労働災害の発生状況（表 1、表 2）」、当局独自のリーフレット「転倒災害をなくそう」、「熱中症を防ごう」を参考に同封いたしますので、ご活用いただければ幸甚です。

熱中症を防ごう!!

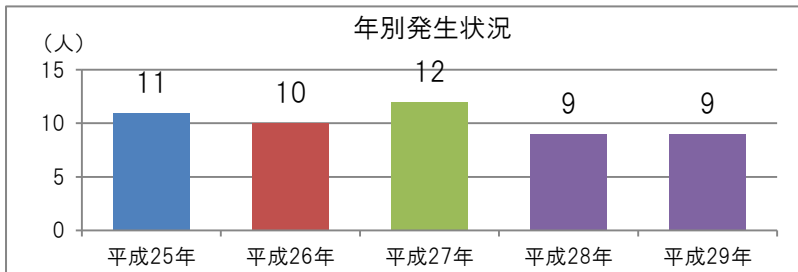
熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、**めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温**等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業 4 日以上となった熱中症による死傷者数は、**製造業、建設業、運輸交通業**の順に発生しています。

5 月から 8 月に発生し、**7 月、8 月**で多く発生しています（平成 25 年から 29 年の合計値）。



業種	5月	6月	7月	8月	総計
製造業		1	9	6	16
建設業			5	5	10
運輸交通業			4	5	9
商業				2	2
通信業				1	1
保健衛生業		1		1	2
接客娯楽業	1		3	1	5
清掃・と畜				2	2
その他の事業			1	3	4
総計	1	2	22	26	51

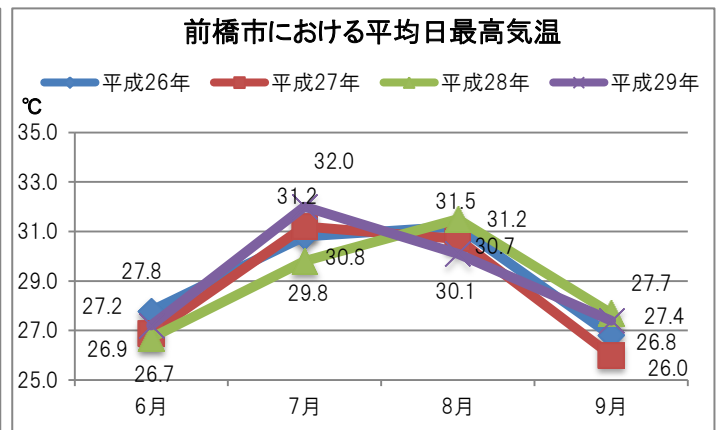
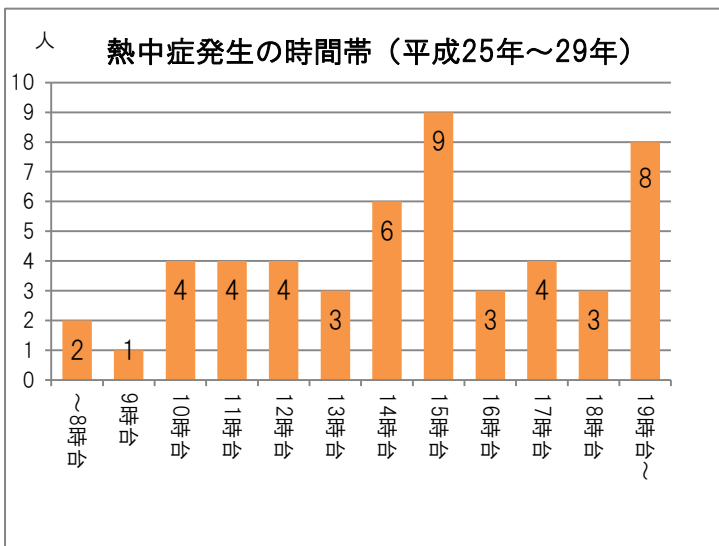


(資料：労働者死傷病報告)

熱中症の発生には、**気象条件 (気温・湿度・風通し)・健康状態**が影響します。

(資料：労働者死傷病報告)

時間帯では **10 時台から 15 時台で多く発生**しています。



(資料：気象庁 気象統計情報)

裏面もご覧ください

経験年数 1 年以内、40 歳代で多く発生しています!!

経験 期間別	年代					総計
	～20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代～	
3 か月以内	3	1	2		1	7
6 か月以内	2	2	3			7
1 年以内				2		2
1年以内計	5	3	5	2	1	16
3 年以内	3	1	4	1	2	11
5 年以内			2	1	1	4
10 年以内	1	2	2	1	3	9
20 年以内			4	2	3	9
30 年以内				1	1	2
総計	9	6	17	8	11	51

(資料：労働者死傷病報告 (平成 25 年から 29 年の合計値))

管理者による

体調確認!!

作業前

作業後

- 寝不足
- 朝食抜き
- 二日酔い
- 不慣れ
- がまん



【群馬県内で発生した熱中症の死亡災害事例】

発生月 時間	業種	発生状況	経験 年数	年齢
平成 22 年 8 月上旬 午後 7 時頃	農業	朝の午前 5 時ごろから、トウモロコシ畑で害虫の防除作業中、夕方 7 時ごろになっても、作業場に戻ってこないため、不審に思った社長が畑へ駆けつけたところ、畑の中で倒れていたのを発見された。	4 か月	50 歳代
平成 22 年 8 月下旬 午後 2 時頃	製造業	請負事業場先の工場内で、朝から溶接ロボットを使用して溶接作業に従事していたが、午後になって喉の違和感と熱さを同僚に訴え、帰宅した。工場から 400 メートル離れたコンビニエンスストア駐車場付近で倒れているところ発見され、病院に搬送されたが、翌日午前 8 時 35 分に死亡した。	1 か月	40 歳代
平成 26 年 8 月上旬 午後 1 時頃	建設業	木造 2 階建てのバルコニー防水工事の作業を行っていたところ、熱中症により倒れ病院に搬送後死亡した。	10 年	60 歳代

熱中症にかからないためには

- ・ 自覚症状の有無にかかわらずこまめに水分・塩分を摂りましょう
- ・ 休憩は風通しのよい涼しい場所にとりましょう
- ・ 直射日光や照り返しを遮るようにしましょう
- ・ 透湿性・通気性の良い服を着用しましょう
- ・ 睡眠不足・体調不良にならないよう健康管理に気を付けましょう
- ・ 少しでも体調不良を感じたときは、早めに申し出て医療機関で受診しましょう

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111
<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

夏季休暇中の労働災害防止対策

— 非定常作業の安全対策 —

夏季休暇中に機械・設備の定期修理や保全作業が行われることがあります。

これらの作業は日常的に反復、継続して行われる作業ではないため、「非定常作業」と呼ばれています。非定常作業は通常の作業に比べ、次のような要因で労働災害が発生するリスクが高くなると考えられています。

- 1 設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多いこと
- 2 作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと
- 3 事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）、外注、下請業者等が輻輳して作業が行われること

非定常作業による労働災害を防ぐためには、次のような対策が有効です。

- 1 事前に安全な作業手順を定め、不明確な手順で作業を行わないこと
- 2 指揮命令体制を確立させ、作業中の連絡調整を密にすること
- 3 安全な作業手順を関係者に周知徹底すること
- 4 安全な作業手順が守られているか、チェックすること

また、夏季休暇明けの始業時には、定期修理等により設備が休暇の前の状態とは違っている場合もあるので、作業開始前の点検を確実に実施することが必要です。暫く作業を行っていないことから、手順ミスが発生する場合がありますので、作業標準等で定められた安全な作業手順を確実に実行することが重要です。